

抗日戦争期における中国共産党の鋤奸政策

丸 田 孝 志

はじめに

抗日戦争期の一九四三年、中国共産党（中共）の根拠地では、国民党スパイ摘発の運動が展開され、多くの人々がスパイ容疑をかけられる事件が発生した。王明、ウラジミロフ等のソ連から発表された回想録・資料や、台湾の郭華倫氏の研究は、七〇年代からこの事件の存在を指摘していたが、近年、中国の回想録や研究からもその事実が裏付けられるようになってきた。⁽²⁾ 理念的には、前衛党の思想刷新運動として提起された整風運動の過程に、スパイ摘発の問題が密接に関わっていることは、既に明らかである。

郭氏や王明らが、中共による知識人らに対する思想統制、毛沢東派による王明派への権力闘争の最終的な決着として整風運動を描き、その当然の帰結として、黨員幹部の大粛清が行われたとするのに対し、中国の研究は、黨員の思想刷新、党組織の強化などの整風運動の成果を依然として高く評価

し、スパイ摘発の拡大化を、当時中共中央社会部部长であった康生の陰謀や、党中央の過大な敵情認識といった面から説明する。しかも、党中央が摘発の誤りを認めて是正したことで、整風運動の成功が保証されたとする。井上久士氏は、整風運動を、辺区・党の危機を内部の「純血化」によって乗り切ろうとしたものと考え、スパイ摘発の拡大化を、その「極端な到達点」とされる。井上氏によれば整風運動は「王明ら国共合作に多大な期待をかけた者」や、「書物の上の知識しかもたない」知識人への攻撃と、「新しい権威の出現への期待を内包するもの」であり、また「黨員の知的創造活動を活性化させるといふより、自己反省という倫理的的努力が組織的に要請され」たもの、とまとめられる。また同氏は、拡大化の背景に辺区の封鎖という「異常な緊張状態」があったことも指摘され、その特殊な経験が、歴史的限界性として批判的に総括されずに美化されるとき、文化大革命へのリハーサルとしての歴史的役割を負わされることになるとする。⁽³⁾

郭氏や王明、ウラジミロフらにおいては、中共のスパイ摘

発の政策意図は、中共中央・毛沢東らの、抗戦・建国の理念に背いた権力欲、国民党や王明派に対する一貫した陰謀に帰せられ、中共が面した自己防衛の課題とそれへの対応の視点が薄い。中国の回想等が、責任を康生に押しつけるのも同様である。また、中国の研究は、四三年のスパイ摘発を、それ以前の党建設や党組織防衛の脈絡から考察する視角に欠けている。井上氏は、辺区社会の民主主義の歴史的限界性を、当時の状況や整風運動の政策意図などから明らかにされている。しかし、同論文はスパイ摘発運動の専論ではない為、国民党、辺区、党組織に対する中共の認識や、拡大化の原因となった諸条件・政策意図等から、この問題について具体的に論じてはいない。辺区の封鎖や異常な緊張状態に加えて、新たな権威の創出にスパイ摘発がいかに関わったのかは、検討が必要であろう。

スパイ摘発を含む、中共の党と政権の防衛の政策、治安維持の政策を、当時の用語で鋤奸政策という。本論では、抗日戦争の対峙段階開始の時期から整風運動期における鋤奸政策の背景、鋤奸組織の変遷、政策意図について考察する。それによって、拡大化発生の原因、意図を明らかにし、更に鋤奸政策の意義について考えてみたい。

当時の中国の最大の政治課題は抗日戦争の遂行であり、中共の鋤奸政策もまた、何よりもまず、日本とその協力者による破壊工作に対抗するという課題を担っていた。しかし、党と政権の防衛という課題は、中共がおかれている状況と敵情

認識から導き出されるものである以上、鋤奸政策には以下のような問題が絡み合っていることに予め留意しておきたい。つまり、党と政権の破壊者は、単に日本の協力者・傀儡という定義だけでは捉えられない複雑な性格をもつこと、鋤奸政策を含む党の諸政策の方針や政策実行の際の偏向が、敵対者の幅を縮小させる可能性があること、党組織と辺区の現状が鋤奸政策の遂行に影響を与えること、などである。なお、四三年のスパイ摘発運動が延安の整風運動の過程において生じたことと、史料的な制約の為、特に陝甘寧辺区（陝区）を中心に叙述せざるを得なかった。また、陝区が日本の直接の攻撃を受けることが少なかったこと、四三年のスパイ摘発が国民党特務摘発の運動として展開されたこと、及び筆者の上述のような関心から、本論は特に国共関係を中心に鋤奸政策を検討する。この為、日本とその協力者への対抗の問題は、本論の中心課題とはしないことを、予め断っておきたい。

一、鋤奸政策の背景

抗日民族統一戦線の中核となる国共合作は、政治的・軍事的に事実上独立した二つの政権が、抗日闘争において共闘し、具体的な問題について随時交渉するという形態に終始し、統一された組織をもたなかった。国民党は、中共の軍隊、党組織と敵後根拠地の急速な拡大という事態に対し、三九年一月の五期五中全会以後、「制限異党活動弁法」、「防制異党活動

弁法」、「異党問題処理弁法」等を発し、中共の活動を嚴重に制限していった。中共の政權・軍の發展の嚴格な制限、軍隊・政權機構・民衆団体からの中共黨員の締め出しと国民党による統制が強化され、また、中共統治区への武力攻撃、政權・党組織への偵察、スパイ工作も行われていた。国民党は、地主階級による旧權益奪回の動きを支援しており、地主らの武装力と辺区政權の対立も生じていた。陝区では、抗戦四年の間に基層の鋤奸組織が摘発したスパイ事件だけでも数百件に上り、また「政治的な背景を持つ土匪」四〇〇余りが現れ、「漢奸」、「土匪」等による破壊事件は、三八、三九の二年間だけで七五二件に上ったというが、これらは多くの国民党等との摩擦事件を含んでいた。中共は、日本軍とその直接の協力者ばかりでなく、国民党やその他の地方勢力からの防衛を課題としなければならなかった。

またこの時期、中共は、国内・国際情勢の複雑な変化にもなう国民党の反共政策の展開にも警戒を強めていた。三八年一〇月の武漢陥落以後の、日本による政治的方法を通じた投降誘導の強化と汪精衛の投降、三九年七月の有田・クレীগー協定によるイギリスの対日讓歩、九月の世界大戦の勃発といった事態に対し、中共は国民党が、対日投降、英米の仲介による戦争終結、英米への投降による自立した戦争遂行の放棄などの形で、反共攻勢を行う可能性を分析していた。中共は国民党の政策方針を、日本と欧米列強の矛盾を利用しながら国内で反共政策を進め、帝国主義との妥協をも辞さない

ものとして警戒しており、国民党の投降、裏切りの可能性を再三指摘していた。国民党は依然として警戒すべき「敵」であり、中共は公式には、摩擦は一部の「頑固派」、「反共分子」や「漢奸」によるものとしながら、内部通達では「階級の敵」という言葉を使用していた。

中共の鋤奸政策の背景については、中共の国民党等への対応からも検討されなければならない。中共は摩擦に対する自衛原則を掲げる一方で、「自主独立」の根拠地建設によって、国民党の統制を受けずに自己の勢力を發展させる方針を實行していた。また中共は、統一戦線政策による民主的な問題解決の原則を掲げる一方で、中国革命の主要な形態は武装闘争であるとして、革命運動を武装闘争に単純化する革命觀を依然として維持していた。このような前提は、有利な状況における自衛を越えた武力闘争を正当化することにつながり、中共は、發展の可能な地域には武力紛争を恐れず積極的に進出した。四〇年三月頃の所謂「第一次反共高潮」の撃退までの時期、中共は、山東、華中、華南等での積極的な根拠地創設を目指し、当地の「反動派」を「徹底消滅する」よう指示し、状況によっては二重政權状態を恐れずに自己の政權を建設せよとしていた。また中共は、国民政府から承認されたとする陝区二四県全てに自己の政權を建設しようとしていたが、実際にはこの地区には国民党の軍隊・政權、地主の武装力が存在し、これらとの衝突が起った。中共が、「漢奸」、「頑固分子」、「土匪」が辺区を包圍攻撃していると批判する背景には、

中共権力の浸透の過程における当地の支配層との摩擦が存在したのである。⁽¹¹⁾

摩擦事件を「漢奸」行為と批判することには、国内外の広範な同情を得て、相手を孤立させる意図が込められていた。しかし中共側が自衛の原則を踏み越えたり、強制的な政策によって当地の社会勢力等と摩擦を引き起こした際にも、相手を「漢奸」と批判し攻撃を続けるならば、かえって統一戦線を破壊し混乱を招くことになる。井上氏らは、三九年後半から四〇年初めまでの時期、根拠地建設をめぐる中共の政策が「極左」的傾向にあったことを指摘されており、この「極左」時期と「反共高潮」の時期は一致している。四〇年三月以降、中央は各地の「極左」的政策を批判していく。

四〇年三月、中共は、山西、河北の「反摩擦闘争」が一段落したことを各地に通達した。毛沢東・王稼祥の彭德懷宛指示は、山西での中共の軍事行動が、「中間派」から見ると過激で行き過ぎであると感ぜられ、その同情を失うかもしれないとしており、中共が団結できる階層の幅が狭まることを回避しようとする意図が伺える。反摩擦闘争の間、中央は、八路軍への侵攻、破壊行為は「漢奸」行為であるとし、「自衛原則の下、徹底消滅」せよと指示していたが、四〇年三月には、「頑固派」が公開で傀儡軍となったり、公開で敵に投降する以前に、名指しで「漢奸」として批判することが、社会的に理解されなればかりでなく、「中間派」の同情を失い、国民党の憤激を引き起こし、「頑固派」との統一戦線も妨害

する、と改められた。同年七月七日の中央指示は、一年来の様々な「左」傾の誤りを改めて批判し、四〇年八月には、各地の多くの幹部は「国民党及び中央軍はすべて『頑固派』であり、我々の方針はただ対立、闘争し、分裂に對し準備するだけだと考えている」と批判した。⁽¹³⁾ また、抗日根拠地では、中共幹部の腐敗や専横、当地の慣習等に対する無理解、抗戦動員の負担の増大に対する民衆の抵抗などの状況が存在し、これらが適切に処理されなければ摩擦の原因となった。陝西の環県では、四〇年に地方の武装勢力が中共の郷級党員幹部と自衛軍数百人を指導して反乱を起こすという事件が起こったが、この事件の総括では、上級幹部の専横、腐敗と、地域の実情や慣習を無視した強制的な戦時動員に対する不満が反乱につながったとされている。⁽¹⁴⁾

以上見てきたように、国民党との摩擦や階級闘争の継続、中共の「自主独立」の方針と諸政策における「極左」的傾向の断続といった状況下、中共の鋤奸政策は、対象を日本とその直接の協力者以外に拡大する状況が生じていたのである。

二、整風運動期以前の鋤奸政策

上述のような状況下、中共は鋤奸政策を強化していったが、四二年に到るまで拡大化が継続していた。本節ではこの時期の鋤奸政策の方針と拡大化の要因について検討する。

統一戦線政策への転換以後、中共の鋤奸政策の対象は、理

論上は日本とその協力者のみとなり、敵対者の範囲は大幅に縮小された。また対敵協力者についても、一律に打撃するのではなく、その罪の重さの程度や主犯・従犯等の区別をして対処し、広範な諸勢力をできる限り抗日の目標の下に団結する方針が示された。⁽¹⁵⁾中共は、上述のように自己の勢力の拡大の際に自ら敵対者を拡大することもあつたが、これによって党のセクツ的な行動が強まり、不必要な対立を引き起こすことは回避しようとしていた。日本と国民党の破壊工作の強化に対し、中共は党組織を防衛しつつも敵対者の無秩序な拡大を防止するという課題に取り組むこととなつた。

三九年一〇月、中共中央は「反奸細闘争についての決議」を發し、鋤奸政策の強化を指示した。決議は、日本の汪精衛政権の特務工作への対応とともに、国民党五中全会以来、「反共分子」が各地で特務工作を展開しているとして、「階級の敵」への警戒を呼びかけた。決議は、各地の党・軍が一般に本當に反奸闘争を開始しておらず、工作の重要性が認識されていないとし、全党を反奸闘争に動員することを指示した。日頃、鋤奸工作を軽視している為に敵の混入を許し、ひとたび反革命事件が発覚すると慌てて拡大化を引き起こすなどの状況が批判された。また、ソビエト期の反革命肅清のような指揮系統の混乱や党内諸勢力間の武力闘争、大量の殺人の発生などをさける為、以下のような方針が示された。即ち、ソビエト期の国家保衛局のような党組織から独立した鋤奸系統を置かず、各地の党書記、軍の首長が責任をもち、工作を少

数者に任せない、系統的に幹部・黨員を審査する、拷問を廃止し、証拠に依拠して、自由に依拠しない、専門機関が鋤奸工作を研究する、幹部・民衆を教育する、などである。中共は、鋤奸工作の組織化・専門化と党の指導の貫徹、大衆との結びつきによって、スパイによる破壊を嚴重に防ぐとともに、混乱の発生をも防止できると考えていたのである。⁽¹⁶⁾

前述のように中共は、四〇年三月の所謂「第一次反共高潮」の撃退以後、国民党への警戒を維持する一方で、各地の極左的な行動を批判し、徒に敵対関係を拡大しないように指示を繰り返した。既に山東省湖西地区では、三九年八月からトロツキスト肅清と称する大量殺人事件が発生しており、このような状況も踏まえて鋤奸政策は、一貫して慎重で寛大な処置が提起されていく。上述の諸原則に加え、「民族の敵」が主要敵であり、「階級の敵」をこれと混同しない、一般情報工作員と特務破壊工作員の区別等、対象の性格に応じた処分、法によらないみだりな逮捕・殺人の禁止、法・制度の整備、公安・司法機関への諸権限の集中、敵や国民党の組織に強制加入させられている大衆への適切な対処等の方針が指示された。また「漢奸」や傀儡軍の離反が不可能な場合でも、最低中立を維持させることが指示された。⁽¹⁷⁾

しかし、このような方針にも関わらず、鋤奸政策の単純化とそれに基づく拡大化は継続していた。四〇年九月から翌年八月までの中央社会部指示は、「頑固分子」を「漢奸特務」としたり、「国民党紳士」を「特務」としたり、「中間分子」

を「頑固分子」とする傾向や、党内の個別問題、複雑な社会関係、各種の良くない現象を反革命嫌疑と混同する、不満・文句と意識的デマを混同する、正義感の批判と悪意の政治的誣告を混同する、などの様々な単純化を指摘していた。各地の鋤奸機関には、多数の反革命嫌疑の案件が累積していた。また「黨員でなければ、反革命である」といった単純な主観的公式で、広範な中間分子の客観的存在を否定する「考え方が存在していると厳しく批判された。四一年一〇月の『解放日報』社説「鋤奸政策の出発点を決定せよ」も、根拠地や党組織の強固さを信じず、敵情を過大に見積ることが、恐慌を起こしたり、敵の畏にはまることにつながるとし、抗日人民の民主的権利と身体を保証しなければ、いたるところに敵をつくり、中間、動揺分子を敵陣に追いやることになると批判していた。⁽¹⁸⁾

単純化、拡大化の要因については、当然、「反共高潮」と称される国共関係の緊張が指摘できる。緊張の高まりは中共の国民党認識にも影響を与え、例えば新四軍事件以後、党内の一部では、国民党が完全な反革命に転じたとし、独自の中央政府をつくる主張まで出された。それに伴い「頑固派」を徹底的に打撃するだけで、これをとりこもうとしない方針がとられたという。⁽¹⁹⁾ 両党関係の緊張については前節で既に指摘したので、ここでは中共内部の、拡大化を構成する諸要因について検討を進める。

中共政権下では、党組織、政府機関、軍隊、民衆団体（党

政軍民と略）の一体化と党の指導の貫徹が、政権を破壊から守る方策であると考えられ、党政軍民の不一致は国民党等との摩擦の原因になるとされてきた。根拠地では、三三制、富農経済の発展の奨励、地主の財産権や政治参加の保証など、統一戦線政策が遂行されていたが、それによって党の指導貫徹の原則が放棄されることはなかった。政権の防衛は党組織の防衛に直結しており、政権のない地区では党組織そのものの防衛が課題であった。また幹部の不足により、一人の幹部が党政軍民の諸役職を兼任し、しかも今井氏が指摘されるように、政権を独占する黨員幹部が、思想的にも党と政府の区別をしていないという情況が存在した。こうして鋤奸政策は、党の防衛に密接に結びつけられて提起されることになった。⁽²⁰⁾

鋤奸組織もまた、党政軍民一体の組織が志向されていた。中央局から地区委員会（県の上級）においては、政府の鋤奸組織（末端の警察・治安維持機構である鋤奸委員会を統括する保安処A或いは公安局V系統、と自衛軍・保安隊等を統括する保安司令部系統）と、党政軍の責任者及び党の社会部によって保衛委員会が形成された。郷政府の鋤奸委員会は、一般に郷長、鋤奸主任、党支部書記、自衛軍連長、抗敵後援会（民衆団体の統一組織）主任、各行政村の主任らで構成され、この内、郷長、鋤奸主任、党支部書記、自衛軍連長、抗敵後援会主任は必ず黨員であり、また前三者は政府委員会の中の党団として郷政府を指導することになっていた。⁽²¹⁾ 反革命嫌疑の審査や偵察は、各地の党政軍の指導機関と鋤奸防衛部門（党

の社会部、政府の保安処系統と保安司令部、軍の鋤奸委員会の総称)が行い、鋤奸防衛部門と当地の党の責任者が嫌疑の結論を出すことになっていった。司法においても、陝区各県では、県長、県党委書記、保安科長、保安大隊長、裁判員からなる裁判委員会が四二年まで置かれていた。⁽²²⁾以上のような各級の党政軍民の責任者が一体となって鋤奸組織を形成する形は、ソビエト期の肅反委員会(党書記、革命委主席、工会、農会、学生会代表各一名で構成)と同様である。⁽²³⁾

また、鋤奸と党建設の密接な関わりは、この時期の党員の審査工作にみることができる。三九年八月の中央政治局「党を強固にすることに於ける決定」は、統一戦線政策への転換以来の党組織の短期的猛烈な拡大によって、一般の抗日分子や、一時の同情者、投機分子、階級的異分子、スパイなどが入党しているとし、こうした情況が党の前衛としての作用と党組織の強化に大きな損害を与え、「民族の敵と階級の敵」に破壊の機会を与えているとした。その為、党組織の拡大を停止し、党員を審査して、投機分子、階級的異分子、スパイを追放することが指示された。⁽²⁴⁾また党強化の為に、保衛工作と反奸闘争の強化も求められた。党員の審査は、党員の経歴、家族関係、社会関係、思想鍛練の程度、政治的錯誤、逮捕されたり捕虜となった経緯、過去の命令違反等を上級党組織が厳重に審査するもので、その目的は、階級的異分子(地主、商人等)やスパイなどの摘発ばかりでなく、個々の党員の長所、短所を把握して、能力に応じた党員の配置を行い、また

明らかにされた党員の社会関係を利用して、統一戦線工作を發展させることにあるとされていた。⁽²⁵⁾しかし、各級の党組織(党委内の組織部幹部科)が党員を審査する中での鋤奸が義務づけられており、党員の審査は鋤奸政策により強く結びつけられて提起されたのである。審査の責任者である組織部長は各級の社会部の責任者を兼任することもあり、政権のない地区では保衛委員会の構成員でもあった。⁽²⁶⁾

また四〇年三月以降、「極左」批判と鋤奸政策の慎重な運用が強調されてからも、党指導者の一部には、鋤奸政策の拡大化、単純化を促すような発言が行われていた。党内雑誌「共產党人」に掲載された、康生「反共分子の内奸政策に反対せよ」は、国民党特務機関と日本特務機関のつながりを強調して、「階級の敵」と「民族の敵」の区別を曖昧にし、「徹底した内奸肅清がなければ、党の強化は不可能である」、「内奸肅清を党組織の強固化の尺度としなければならぬ」として、党建設の問題を鋤奸の成果に一致させて提起していた。⁽²⁷⁾

「階級の敵」という用語は、本来、統一戦線の原則とは相入れないもので、もし統一戦線内部の矛盾を、鋤奸政策に敵対者の処分という形のみで解決しようとするならば、統一戦線は成立しえない。中共内のブルジョワジー一般に対する否定的評価は、「極左」時期の指示や、その後の内部通達等にも散見され、鋤奸の拡大化に影響した。中共は、第二次大戦の勃発を「不正義の掠奪的な帝国主義戦争」と規定し、「民主主義国のブルジョワジー」との統一戦線が不可能となった

として、外国帝国主義・ブルジョワジーへの不信感を強めていた。毛沢東の「新民主主義論」は、世界プロレタリア革命の趨勢を前提とした中国革命論を展開しており、劉少奇はこの前提の下、四一年四月の「塩城防衛人員訓練班への講話」の中で、「今日の中国のブルジョワ的民主革命では、ブルジョワジーはいつでも裏切りをしようとしている」、「中国革命が世界的性格をもつがゆえに、世界のブルジョワジーもまた、我々に反対するのである」としていた。また上述の康生論文は、中国ブルジョワジーが、反共第一、抗日第二の方針で日本の特務と結託し、特務工作、スパイ工作を展開しているとして、その一貫した反動性を強調していた。『共産党人』一期（四〇年九月）には、党員の社会関係を政治問題に単純化するセクト的観点を批判した徐一新論文が掲載されたが、同号には康生論文と同様の観点の杜里論文も掲載されており、「左傾」批判を強調していた当時⁽²⁹⁾の中共においても、鋤奸問題には揺れがあることがわかる。

また「ひとりの敵ものがささない」という高い目標も、拡大化を促す可能性を提供していた。スパイを一網打尽にすることは現実には不可能で、そのような計画はかえって敵に利用されるとする指示も発せられたが、一般には、極少数のスパイが混入しただけで組織が大損害を被るとして、警戒が強調された⁽³²⁾。この為、腐敗分子は必然的にスパイに利用されると指摘された。審査において、党員が社会関係を明らかにしたがない状況が指摘されたが、これは、審査にあたる古参幹

部が党員の社会関係をしばしば「政治問題」に単純化するこ
とへの危惧を反映している⁽³³⁾。また、活動をせず長期的に潜伏する工作員に対しては、証拠と法に依拠した処罰は不可能であるが、中共は法制尊重の故に彼らを放置せず、厳密な審査によって発見すべきであると考えていた⁽³⁴⁾。

中共は、かつて国民党に逮捕され、出獄の手続きの為に悔悟を表明し反共を声明した党員（所謂「自首分子」）について、これを単純に叛徒と見なさず、復党の道を開く指示を発していた。また統一戦線の遂行と秘密工作の必要上、党員の国民党等への加入を許可していたが、党員の身分が暴露された者が国民党に逮捕され、「自首」することはやはり厳禁されていた⁽³⁵⁾。更に逮捕された時のいかなる形の「自首」手続きでも、必ず特務の内奸政策に利用されるから、命を賭して一切の手続きを拒否せよとする指導者もいた⁽³⁷⁾。「自首分子」、秘密党員の扱いは複雑な問題をほらみ、彼らはいつでも嫌疑の対象となる可能性があった。

また寛大政策も、あくまで中共の政策の必要という条件のもとにあった。陝区の「懲治漢奸条例」などの根拠地の法は、利敵行為、抗戦破壊行為を具体的にあげて「漢奸」行為を規定し、その処分を規定していたが、中共は、司法機関が法律のつとめて判決を下した後、同級か上級の政府委員会が寛大な措置を命令、執行できると明言していた。この寛大な措置が法の刑幅の中で行われるのか否かは判断しにくい⁽³⁶⁾が、四年の寛大政策が自由によって一切の罪を免除する方針をと

っている以上、必要に応じて法を踏み越えても構わないという発想があつたことは疑いを入れない。³⁸法律は政策の必要に従属するという原則は、法の解釈、運用にいつても恣意性を介入させるものであつた。また中共政権の権力は民衆の権力であり、「ブルジョワジーの虚偽の民主制度」のような、権力を抑制する制度は必要ないとされたことは、権力の恣意的な行使を助長するものであつた。³⁹

こうした状況に加えて、依拠すべき法も十分に整備されず、逮捕の権限等も混乱していたことが、多くの鋤奸、司法関係の文書から見受けられる。法の未整備と運用の不徹底の原因には、農村の後進地域でゲリラ戦を遂行するという困難な環境の影響、幹部と民衆の法知識の不足、長年の戦争の環境による法・制度を軽視する風潮、行政と司法を一体と考える民衆の法に関する伝統的な觀念などの影響が指摘される。⁴⁰

三、整風運動期の鋤奸政策

前節では、整風運動開始以前の鋤奸政策の拡大化と、その要因について見てきた。四三年の特務摘発運動の時期になると、拡大化はより極端な形で現れるが、本節では、その過程と拡大化を容認していく中共の政策意図について検討する。

新四軍事件以後、特に世界大戦における二大陣営の形成以後、国民党は主に非軍事的、政治的な方法で中共問題に対処するようになった。しかし、反共宣伝、特務政策、陝区の封

鎖等は継続し、中共勢力の拡大を嚴重に制限する方針は放棄されなかつた。中共は、国共関係の好転を統一戦線中の最重要課題としながらも、同時に特務組織等による党の破壊や、国際情勢の急変に伴う反共戦争の発動への警戒を維持していた。このような状況下、新四軍事件などで生じた党内の「極左」的傾向と情勢への悲観論を克服し、動搖を抑え、中央の方針の下、党の組織的一体性を強化することが目指された。⁴¹党中央は、「極左」批判の一方で、闘争に自信を失い、党を解体に導く「右」傾をも警戒していた。整風運動は、前衛党の思想刷新運動として提起されながら、党の組織上、行動上、思想上の統一を最大の任務としていった。

党の組織的一体性と党による政府・諸団体への指導は、以下のように強化されていった。四二年九月、各級の党委が党政軍民のすべてを統一指導することが決定され、一二月には各地の区委（地区委の上級）から地区委までに指導の中心となる書記一人を決めるよう指示がなされた。四三年三月、中央政治局会議は、毛沢東を中心とした政治局に七中全会開催まですべての重要問題を決定する権利を与え、また政治局の方針の下、書記処がすべての宣伝工作、組織工作を集中管理することを決定した。同時に各地区（華北・華中・陝甘寧晋西・大後方・敵占領区）の最高指導者が決定された。⁴²

政府や民衆団体等に対する党の指導は、同級の党委が直接行うのではなく党団を通じて間接的に行うものとされたが、党団は同時に、統一戦線組織内の党員の意思・行動を厳しく

統制する機構でもあった。西北局書記の高崗が、党団の必要性の理由の一つとして、「政府民衆団体中の黨員が党の指導に対して独立を唱える傾向に決然と反対しなければならぬ」ことを指摘しているように、党団による指導形式には、統一戦線組織に依拠して党から自立して行動する黨員らの小集団をつくらせないという意図があったのである。しかも統一戦線組織の指導者と成員の多数が黨員である情況に変わりはなかった。当時陝区では、党や政府の指導から離れた団体を形成する動きや、参議会や司法の権力分立論等が現れたというが、これらは辺区の政権や党が人民の権力であることを理解しない「小ブルの自由主義」的傾向として、四二年一月からの西北局高級幹部会議で批判された。⁽⁴⁴⁾

党委と政府の鋤奸部門に集中されていた鋤奸工作は、整風運動の学習組織にその任務が課せられることで、一般機関に拡大されていく。この整風運動の学習組織は、三九年の陝区の幹部教育の組織に端を發し、以下のように形成された。幹部教育は政治教育、業務教育、基礎教育を包括し、党政一体の狀況下、主に各機関の党支部を中心にするすめられていたが、四二年二月以後、各機関の行政組織上の責任者（行政首長）を指導者にして、在職幹部への業務教育を主としたものに転換された。これは、党の組織系統によらない政府独自の幹部教育機構を整備する方向として位置づけられたが、⁽⁴⁵⁾各級党委や軍の政治部が全般的指導を行うという方針に変化はなかった。⁽⁴⁶⁾行政首長を中心としたこの学習組織は、四月の整風文献

学習の本格的開始とともに、整風運動の学習組織へとそのまま移行した。行政組織が学習委員会から学習小組までの学習組織と一致し、各級の行政責任者がその単位の学習委員長、学習小組長等となり、党支部がそれを補助するという体制となったのである。⁽⁴⁷⁾これは黨員が各機関の要職を占め、党の学習の発動が機関全体の学習の発動となる情況を示していた。六月に整風運動が全党に拡大されると、各地でも同様の組織形態がとられた。更に四三年になると陝区では、県・市級の学習委員会が廃止され、同級の党委が直接整風運動を指導し、その下に行政首長を中心とした学習組織が配置された。華中局所属の各区では、区党委書記、地委書記がそれぞれ区・分区の学習指導者となり、その下に各工作部門の行政首長が学習小組や学習分会の責任者になることが指示された。⁽⁴⁸⁾こうして、行政首長を中心に各機関を網羅する形で党政一体の整風運動が展開され、この組織にスパイ摘発の任務が課せられていくのである。

整風運動には開始とともに、鋤奸の問題がからみあった。その契機となったのは、当時中央研究院の研究員であった王実味ら、知識人の活発な言動であった。王実味は、整風運動が発動された四二年三月、中央研究院において、院の行政指導機関に対抗して院内の意見を組織し、整風運動の指導組織の民選を実現させるなど、行政的な指導によらない独自の運動を展開した。また、雑誌、新聞、壁新聞等で、延安の幹部の衣食の等級制の不合理さ、旧社会の様々な悪弊の継続、文

芸による社会の暗黒面の暴露の必要性等を指摘し、王らと対立する李維漢ら指導者の「党内家父長制作風の残余」を批判した。王の主張は、院内多数派である青年知識人の不満を代弁し、その圧倒的な支持を得た。中央研究院の壁新聞「矢と的」は院外にも掲げられ、延安中に大きな反響を呼んだ。⁴⁹

王は五月末からの中央研究院の大会で批判され、六月にトロツキストとの交友の経歴が暴露されると、トロツキストと断定されて党籍を剥奪される。しかし、同研究院の党総支部書記であった李言の回想によれば、トロツキスト問題が明らかになる以前から、王の言動を敵対的なものとする方針は固まっていた。彼は四月に中央社会部の命令で、王の言動を調査し、王の言論は外部からの誘導や圧力のない状況で「自然に」「情熱的に流出した」と報告したところ、康生に「何が『情熱』だ？これは反革命の『情熱』だ」と批判された。党中央は、王の「野百合の花」が香港の新聞に掲載されたことに非常に注意を払い、康生はこのことを示して李に再調査を指示した。トロツキスト問題はその後、李が中央組織部の檔案から見つけ出して暴露したものであるという。宋金寿氏が指摘するように、当時、中央社会部部长、中央学習委員会副主任、中央直屬總学習委員会の責任者であった康生の意見は、中央研究院に対して命令的な性格をもち、王の「反革命」は既定の方針となっていた。⁵⁰ また王秀鑫氏によれば、この頃から党中央には知識人らの言動を国民党特務の策動の結果とみる傾向があった。康生は四月中旬の政治局への報告において、

国民党特務が「輕騎隊」（中央青年委の壁新聞）を延安の専制下の唯一の叫び声であると賞賛している、と指摘した。他の指導者の中にも、特務分子が整風運動の中で故意に党内の誤りを拡大し、思想の毒素をふりまき、各機關学校の指導者に反対し、文章を書き、壁新聞を貼り、ロコミのうわさを流し、団結がすっかりしていない黨員を利用して党に反対している、とする者がいた。⁵¹ また日ソ開戦と国民党の反共軍事攻勢の可能性を秘めた時局において、党や辺区内の動揺を国民党が利用することを防ぐという判断も働いたと考えられる。⁵² しかし以上の指摘は、中共指導者が国民党特務の活動の確証をもって、王らに対処したことを意味しない。王の処分は、以下のような脈絡の中で決定されたのである。

まず知識人らの、党の指導に服さない独自の活動や言論は、「小ブル」特有の「自由主義」、「極端な民主」、「絶対平等主義」とされ、このような「小ブル思想」は、プロレタリアの規律と対置され、教育による克服が求められる性質のもつとされた。辺区社会の暗部の暴露は、階級的な立場の問題（味方に対しては礼讃を主とすべきであるという主張）にすりかえられ、党指導者への批判も抑えられていった。⁵³

更に小ブルは理論上、非資本主義発展の過程での党外における長期的同盟者であるが、中共には、小ブルの本来的な反動性を強調する傾向があった。二七年一月の「紅軍第四軍第九次代表大会決議案」において、次のように総括された小ブルの反動性は、七全大会の劉少奇報告にも引用されている。

小ブルジョワジー（小農生産と都市小資本）に存在する自由散漫性。このような自由散漫性は、党内に伝わって政治上、組織上の極端な民主化思想となる。この種の思想は、プロレタリアの闘争任務とは全く相入れない。客観的には、全く反革命思想の一種である。この種の思想をもつ者は、もし努力して是正せず、その発展するの任せたならば、必然的に反革命の道を歩むことになる。

一般に整風運動は、党内の誤った思想を「小ブル的」なものとして認識し、人民内部の矛盾とすることで、平和的な方法で解決するものとされる。しかし、党の規律を犯す「小ブル思想」が容易に反革命に転化するという前提は、整風運動においても放棄されていなかった⁽⁵⁴⁾のである。

王の経歴と交友関係、トロツキストの政治主張を支持する発言等は、トロツキスト嫌疑の材料となった。しかし、当時の陳伯達、李維漢らの総括で更に重要なものは、王の超階級的な墮落した「小ブル思想」がトロツキストの特徴であり、指導部と下級を対立させ、青年を惑わす反党的な言動、組織的活動が、トロツキストの使うデマ、離間工作であるとされている点である。王は党の指導に對抗して組織的運動を發展させ、批判を受けてもなお、離党を申し出て自己の主張を守ろうとしたから、党の組織原則違反として処罰されることは免れえなかった。更に彼は、党の指導、組織原則に反するとされる思想・行動の故に、党内民主主義にもとづいて自己の意見を保留することも、統一戦線（革命階級内部のそれにせよ、

抗日民族のそれにせよ）の内部に留まり、党外の批判者としての立場を保証されることもなかった。

王をトロツキストに敵対者としたことは、党が組織原則の違反と認定した者をいつでも反革命として処分しうることを、知識人らに示したものであった。ただし王の「誤り」と他の同志の自然発生的な「偏向」には区別があるとし、王個人が集中的に批判された。「小ブル思想」の内の顕著なものを反革命として批判することで思想の統一が図られたのである。王の処分はこうして確定された。四三年に康生は、四二年六月までの時期、党中央は誤った思想や反革命思想を充分に暴露させる方針をとり、その後、「反撃に転じた」としている⁽⁵⁵⁾。王事件への対応にこのような計画的な意図は見受けられないが、いずれにしても党中央は更に、活発な党批判を行った者の一部を敵対者として徹底粛清する方針を固めていた。

六月、毛沢東は王実味の活動は組織的であったとして、特に知識人中のトロツキスト、国民党特務、日本特務の摘発を指示した。王の知人で、高級幹部の奢侈な生活を毛沢東への手紙で批判した中央政治研究室の成全や、高崗を手紙で批判した中央研究院の于炳然らの他、王に「野百合の花」の材料を提供した王里（成夫人）等、王と交流のあった知識人が特務として指定され、中央研究院と中央政治研究室の批判大会で、これを暴露する計画が立てられた。康生によれば、「矛盾を利用して多数を獲得し、少数に反対し、各個に撃破する」という「レーニン主義の戦術」で、被疑者を精神的に追い詰

めて、他の被疑者の罪状を暴露させる方法がとられた。また、政治研究室では成全の批判に誰も賛成しなかった為、中央の代表団自らが党イデオロギーの陳伯達への批判をもりあげ、成が王実味と同じ論理で陳批判を行ったところをとりえてトロッキストの証拠とするなどの方法がとられた。⁽⁵⁷⁾ 党への批判は抑えられ、敵への警戒にすりかえられていった。

一月の西北局高級幹部会議においても、毛沢東は整風運動中のスパイ摘発の任務を強調した。一二月には反革命的デマ、戦争悲観論等、黨員幹部の日常の言論を徹底的に調査し、社会關係表の作成を義務づける指示が出され、スパイ反対運動が正式に開始された。⁽⁵⁸⁾

中共は統一戦線政策と秘密工作の遂行の一方で、国民党による党組織の瓦解工作を警戒していた。根拠地間の通信連絡の不便に加え、中共の機密工作員が各地の養成に任され、中央が直接管理できないという状況も警戒を強める原因となつたと思われる。中共中央情報部が入手した国民党の情報でも、新四軍事件や独ソ戦の影響で中共黨員の間に動揺が広がり、国民党への「広範な自首の潮流」が生まれているとされており、国民党も動揺者を積極的にとりこむ工作を強化していた。⁽⁵⁹⁾ その為、国民党地区の地下党組織が国民党特務の手に落ちている「実例」が暴露され、警戒が強められる必要があった。張克勤の「紅旗政策」(国民党が共産党の名を掲げて行う特務活動)事件は、こうして捏造された。⁽⁶⁰⁾

二月五日、周恩来は毛沢東に、国民党が大後方で中共秘密

黨員の摘発と「自首」運動の強化の方針を固めていると報告した。⁽⁶¹⁾ 康生は三月の中央政治局会議で特務摘発を強調し、劉少奇は華中局に打電して、延安では大量の日本・国民党の特務が発見されたとして、警戒を強調していた。四月一日には、胡宗南の代理人の來延を機にスパイが活動するのを阻止する為として、二百余名の嫌疑者が一斉逮捕された。四月三日の中央「継続して整風運動を展開することについての決定」は、「日本の侵略者と国民党が大規模にその特務政策を行い、我党の各地の党政軍民学機関には、既に彼らが大量の内奸を送り込み、その方法は非常に巧妙で、その数は人を驚かせるに充分である。」とし、整風運動の闘争目的は、幹部中の「非プロレタリア思想」の糾正と、党内に潜む反革命分子の肅清にあるとした。今後の一年の運動においては、まず思想上の「誤り」や反革命思想が充分に暴露されるまで、積極的に「民主」を発揚するよう指示がなされ、この為、最初の数カ月間は幹部審査と内奸摘発の目的はふせられることとなった。「民主」は、誤った思想や反革命思想を暴き出す為の手段として提起され、整風運動中の反革命摘発はより意図的で大規模な陽動作戦となつたのである。⁽⁶²⁾

この四月三日の決定には、同名の草稿がある。草稿は、整風運動が内戦期の肅清のような「行き過ぎた闘争」を引き起こす可能性を指摘しながらも、現在の主要な偏向は党内の「自由主義」であり、あまりに早く「行き過ぎた闘争」の防止を提起すると、誤った思想や内奸を肅清する闘争が展開できな

くならず、事実上この目的の為に「行き過ぎた闘争」を容認している。思想統制と内奸肅清の為に多少の行き過ぎを認める方向は、既にこの頃から決まっていたと考えられる。以上のような方針の下、四月九日から党中央直属機関の二万人の工作員大会が開かれ、寛大政策の下の大々的な自白運動が提起された。ただしこの時の寛大政策は、自白すれば一切の罪を許すが、抵抗する者は徹底的に鎮圧するというものであった。⁽⁶⁵⁾ 三か月の間に罪を「告白」した者は四五〇人に達した。⁽⁶⁴⁾

四三年六月に中共が入手した国民党特務機関の情報によれば、五月のコミンテルン解散に際し、国民党は、中共への国際的な支援の減少と党内の動揺をみてとり、中共問題を積極的に解決する方針を固めていた。この情報によると、国民党は中共が相当の譲歩をするものと予測し、交渉により序々に政権・軍隊を回収する見通しを立て、また各種の瓦解工作を準備していた。即ち、中共の秘密組織と潜伏活動を肅清する、中共内の覚醒した者や動揺者を取りこみ、新党結成もしくは、中共再組織の準備をすすめる、転向運動を強化し、「自首者」を組織・発動し、政治解決の勢力とする、毛沢東派と留ソ連派とを分化させ、毛を孤立させる、延安に中央通信社を設け、情報工作を強化する等である。⁽⁶⁶⁾

この情報の真偽は確定できないが、中共はこれを重視して、全党を対象とした特務摘発運動を発動したのではないかと考えられる。六月二四日には各地に、延安の幹部の一万人中、

千人近くは日本と国民党の特務であることが判明したと伝達して危機感を煽り、二九日には劉少奇が華中局の陳毅、饒漱石に「大後方の党組織は殆ど国民党特務によって破壊され、千人にもものぼる特務と自首分子が各根拠地に派遣されている」と通知した。⁽⁶⁶⁾ 国民党特務の脅威とそれに対抗する中央の決然たる態度を各地に示し、特務摘発のノルマを課して、中央への忠誠を要求することで、国民党による切り崩しに対抗しようとしたのである。「紅旗政策」の嫌疑は多くの地下党組織にかけられることになった。

七月、国民党が陝区の軍事攻撃を準備しているとの情報が伝えられると、中共は延安を中心に突撃的な特務反対の大衆運動を発動した。この運動は、国民党特務の畏にはまり、スパイ活動をしている青年たちを緊急に救い出すという意味で「抢救運動」と称された。七月一五日、康生は党中央直属機関の大会で演説し、国民党は一貫して反共に徹し、日本への投降を準備してきたとし、各地で摘発された「特務」の例をあげて、国民党特務と日本特務はもはや区別がつかないとした。内戦危機の非常事態下、国民党の畏にはまった青年が党の前に緊急に告白し、救われることが強調された。⁽⁶⁷⁾ この報告が特に青年を対象としたのは、整風運動の初期に青年知識人の党に対する不満が高まっていたこと、国民党が陝区の青年を、積極的に獲得しようとしていたことによると考えられる。⁽⁶⁸⁾

しかし中共は、状況を絶望的な危機ととらえていたわけ

も、国民党との決定的な分裂を意図していたわけでもなかった。この時期、中共は各地に対し危機感を煽る一方で、国民党の面する様々な困難をも分析していた。六月一日、毛沢東の彭徳懷宛指示では、国民党の面する困難として、日本の蔣介石打倒の方針の不変、投降者の増大と戦力の大損害、英米の援助の少なさ、特務政策以外に中共問題の解決法がないこと、各地での民衆反乱、党中央と地方の矛盾、党内派閥抗争、を挙げていた。七月、劉少奇は、国民党「頑固派」が反動政策により大いに統治力を弱め、民衆反乱に対する根本的解決法がなく、政治力は続けて弱まり、このままでは崩壊するだけであるとしていた。⁶⁹

中共は軍事的緊張に警戒を怠らない一方で、国民党にかわって自ら民族解放と革命のヘゲモニーを掌握する自信を深めていた。六月六日の毛沢東の彭徳懷宛指示は、「我党百年の大計は既に打ち立てられた」として、「自由主義思想」の取締りによる党組織の一層の強化に自信を示していた。また、先の康生報告よりも前の七月一三日の彭徳懷宛指示では、宣伝による反撃によって内戦危機が回避されたようであるとした上で、今後「国民党との一年の平和を保てば我党は非常に有利な地位を占めることができるであろう」としている。中共はこの機に乗じて、国民党の腐敗・無能、一貫した反共・反人民的性格と、中共と毛沢東の一貫した正さを対比させる通知、論文を次々と発表し、大々的に宣伝していった。これらは、民衆、黨員中の国民党、蔣介石の影響を徹底的に取り

除き、中共、毛沢東の権威を確立することを強調していた。⁽⁷⁰⁾ また中共指導部は、特務組織や秘密工作などの複雑さを早くから認識しており、自らも二重スパイの利用や秘密工作に着手していた。二重スパイ工作は、秘密裡に行われなければならず、大衆運動による摘発の方式にはなじまない。また、中共の秘密工作においても、工作員は個々人が単線的に特定の上部の指導者と連絡をとり、横のつながりを作らないことが原則とされていた。⁷¹ 故に特務政策に精通した指導者らから見れば、当時の運動でもずる式に摘発された「大規模な特務組織」の存在は現実感の薄いものであつたらう。中共は、スローガンどおりに大衆運動で特務を徹底的に暴き出そうとしていたというより、むしろ摘発の精神的圧力によって、幹部黨員の「自由主義」的言動やそれに伴う動揺を防ぐこと、特務摘発の名の下、党が把握していない黨員の社会関係、諸党派とのつながり等を摘発し、党への忠誠を確認させること、大衆や国民党員らに中共の権威を確立させることなどに主要な目的をおいていたと考えられる。中共は統一戦線政策の下、黨員の社会関係の拡大、発展を積極的に推進しておきながら、ここに至って極端な党純化の規準を掲げ、様々な問題を特務嫌疑に単純化する圧力を意図的に生みだした。例えば中共は、CC団、復興社が厳密には国民党内の派閥であり、特務機関とは同一視できないこと、これらが強制的集団加入によって下部組織をつくり上げていく為、その成員すべてを特務と同一視できないことを知り、元CC、復興社メンバーの中共入

党も許可していたが、運動中はこれらを特務機関に単純化した宣伝をしていた。⁽⁷²⁾この定義が再び改められるのは、四四年三月になってからである。⁽⁷⁴⁾また、これまで国民党の一般の情報工作員等は、逮捕されず当地を退去させられることになつていたが、この時期には、党に忠誠を誓う以外に道はなくなつた。中共への忠誠を創出することを目的とした特務摘発は、厳密さや正確さを求めるものではなかった。個々の幹部や民衆が、国民党に対する階級的な憎悪と警戒心を高め、一切の社会關係を党の前に告白し、党の指導にはずれた様々な行為を反省し、党に忠誠を誓い、党の寛大政策によって救われることが求められたのである。また、ここにおいて人々が忠誠を誓つた「党」とは、究極的には個人崇拜にまで権威が高められた毛沢東その人を意味していたことも指摘されねばならない。それ故、運動のしめくりは彼の公式の場での謝罪によつてつけられることとなるが、人々は冤罪の認定にさえ、党の毛沢東の権威によらなければならないことを、改めて知るのである。⁽⁷⁶⁾

当時、「正確な」鋤奸の方針として「九条方針」が提起された。その内容は、①首長が責任を持つ、②（責任者が）自ら着手する、③指導の中心と広範な大衆の結合、④一般的なスローガンと個別的指導の結合、⑤調査研究をする、⑥是非（有罪と無罪）、（罪の）軽重をはつきりさせる、⑦足を踏みはずした者を味方として獲得する、⑧幹部を育成する、⑨大衆を教育する、である。⁽⁷⁷⁾また、寛大政策と「多くを捕まえず、

一人も殺さない」方針が、繰り返し指示され、これと「逼、供、信（脅迫によって供述を得、その供述を証拠とする）」、拷問、「大量逮捕、大量殺人」とが対比された。

しかし、行政首長はノルマ達成の為、拷問等に頼らざるをえず、調査研究、是非軽重の区別も、自白と改心の強要で重視されなかつた。大衆運動は理性的な判断を欠く熱狂的な状態となつた。延安では四三年八月までに二千人を審査し、陝区では四四年三月までの一年間に、幹部二万人と大衆一四万人が自白運動に参加した。四一年四月の陝区の人口は約一三五万人、同年一月の陝区の黨員数は約五万一千人、幹部は約一万五千人であり、この数字に大きな変化がないとすれば、陝区の人口の一割余り、非黨員を大量に含み、幹部のほぼ全員を対象としていたことになる。⁽⁷⁸⁾延安では、多くの単位の八割以上の者が「搶救」の対象となつた。摘発のノルマは、極めて短時間に突撃的に課せられ、動員大会等によつて一〇日余りの内に数百人が摘発された例もあつた。⁽⁷⁹⁾高いノルマを果たす為、自白者の背後に膨大な特務組織を想定し、同僚を密告させて次々と摘発したり、自白者を表彰する等の方法がとられ、二四種の拷問が行われた班もあつた。外来知識人への不信から彼らを殆ど皆特務と断定した地方や軍隊、農村の住民を殆どを特務とした地区もあり、太行区の「党外中間人士」は、特務反対とは国民党反対のことであると考えようになつた。⁽⁸⁰⁾一般機関に尋問、審査の権利を拡大した為、法によらない逮捕・処罰を許容することとなり、太行・太岳区では、

大量の逮捕・処刑まで発生した。このような状況は、四四年末まで指摘されるのである。⁽⁸¹⁾

しかし中共は前述のように拡大化の発生を見通しており、多少の行き過ぎをも容認していた。大衆や幹部の間に、国民党への憎悪と不信を激発させることを優先し、組織と大衆の圧力の下で自白と改心を進め、その後、拡大化を防止する方針がとられていた。康生は、四四年三月の報告においても「正確な政策を実行する時には、過激な行動がある」、拡大化や自白強要は「進歩中の誤り」であるなどとし、行政首長が、大衆の発動、大衆の感情の掌握、偏向の是正という形で運動を指導していくことを強調していた。鄧発も、大衆の過激な行動を肯定する「湖南農民運動考察報告」の毛沢東の言葉を根拠に、運動の拡大化を肯定していた⁽⁸²⁾。またこの時期、行政首長は各機関の党組織の責任者を兼任するよう指示され、党の指導がより直接的に行使される体制がとられた。また各機関に自衛軍が設置され、郷村の自衛軍も強化され、事実上の戒厳体制が敷かれた⁽⁸³⁾。このような指導の貫徹により混乱も防止できると考えられていたのである。ソビエト期の刑法が広範に死刑を設定していたのを改め、自白の強制による免罪という方針が取られたのも、殺人による過度の混乱を防止する為であった⁽⁸⁴⁾。勿論、太行・太岳区的大量殺人は、中央の意図を越える展開であったと思われる。

四三年一〇月以降、中共は国共関係の緩和や拡大化は正の指示を発していくが、上述のような認識の下、大衆運動に依

拠した特務摘発の方法は依然として肯定され、継続されていく。一〇月、中共は国民党一一中全会の中共問題の政治的解決方針を歓迎し、中央レベルでの国民党批判の宣伝を停止したが、各根拠地での国民党批判と特務反対運動は継続された。一〇月二一日の中央指示は、各根拠地で、国民党、蒋介石、反動派、特務機関の罪悪を暴き、「あらゆる新黨員、新幹部（非黨員も含む）に、徹底的な人生観教育を行い、搾取階級に奉仕する人生観、個人主義的な人生観および超階級的な人生観を、プロレタリアートが人民大衆の為に奉仕するマルクス・レーニン主義の人生観と厳格に対立させ、この問題をあいまいにしてはならない」とした⁽⁸⁵⁾。一一月、党中央は、北方局に、大量の逮捕や処刑の是正を指示しながらも、その一方で華中での特務摘発、自白運動を発動させる指示を発していた。この指示は、大衆の特務反対の感情が高度に發揮され、多くの特務を暴き出した後に、「左」傾を防止せよとし、依然として大衆動員による特務反対運動に依拠する方針を示していた⁽⁸⁶⁾。

自白者の再審査、名誉回復が指示されていくのは、四三年末からである。四四年一月の中央「自白者の六種類の分析について各地に与える指示」は、多くの自白が、鎮圧を恐れ、大衆の圧力や脅迫によってなされたものであるとし、自白者の内容を①職業特務、②変節分子：党の破壊や殺人、逮捕されて反共文書を書いた、敵の任務を受けた者等、③党派問題：国民党、三民主義青年団等に入り、党に報告しなかった者、

④特務に利用され、騙された者、⑤党内の誤り：虚偽の報告、政治的誤り、汚職等、⑥完全な間違い、に分け、延安では①が一〇％程度、③、④、⑤が圧倒的であったとし、各地での再審査を指示した。しかし当事者の回想では、特務の典型とされた人々の多くを含む自白者の九九％が冤罪であったとされ、この指示の見積りはまだに高い。また延安の知識人の二〇％には政治問題があるという指摘は、思想教育を更に徹底していく意図を伺わせる。⁸⁷⁾

四四年一月の林伯渠の政府報告は、民衆中の積極分子らと団結した反奸運動を更に継続する方針を示していた。同月には晋察冀分局へも、「毛沢東同志の思想」による「党の思想の統一」と、党内幹部審査と民衆中の防奸運動の開始が指示されている。⁸⁸⁾ 四四年三月の西北局高級幹部会議は、運動中に生じた「極左」的現象を批判し、各地の自白者の分類工作開始を決定したが、この会議では、前述のように康生が過激な行動を容認する報告を行っており、特務摘発の拡大化は徹底して批判されることはなかった。三月以降、中共は各地に国共関係の緩和を指示し、前年の国民党に対する厳しい批判を和らげ、運動の重点を憲政要求に移していくが、延安では四、五月には「一二九運動」が「紅旗政策」であったとされ、これを審査の基準とする事態も発生していた。⁸⁹⁾

四三年七月、太行区では四三人の高級幹部特務会議が開かれたとして、嫌疑が高級幹部に及ぶ事態となっていたが、この情報が中央に伝わり、各地に伝達される頃には、大規模な

特務反対運動が見直されるようになる。五月の中央指示は、大衆的な自白運動だけでは「逼、供、信」の危険がともなうこと、大衆的自白運動は、重大な「神経戦」であることなどを指摘し、その慎重な運用を提起した。しかし前述のように、一月になっても、各地の拡大化は継続し、同月には「社会部審訊条例」など、拷問等を禁止した文書を各地に配付して学習していくこと、逮捕は嫌疑者の三％を越えず、上級の批准を得て行うこと、工農幹部の知識分子に対するセクト主義、報復主義を防止すること、などの指示がなされていた。⁹⁰⁾

おわりに

冒頭で述べたように、日本とその傀儡組織への対抗についての検討が不十分である為、鋤奸政策の全体像をここで提示することはできないが、本論が検討した範囲に限定して、中共の鋤奸政策の性格とその意義をまとめておきたい。

統一戦線が統一された組織形態を持たず、国共の厳しい対抗関係が継続するという状況の中、中共の鋤奸政策は、国民党による党組織の破壊を防止し、党を保全し、強化するという課題に対応していた。また鋤奸政策は、敵対矛盾の解釈やそれへの対応を適宜に変化させることによって、有利な条件下での自己の勢力拡大の要求に順応するものでもあった。三九年後半から四〇年はじめの「極左」の時期及び、四三年のスパイ摘発拡大化の時期、中共は、鋤奸の拡大化を容認し押

し進めるが、その極端な拡大化が、党のセクト的な傾向を強め、諸勢力との連合による根拠地の建設に支障をきたすにいたると、かわって穏健な政策がとられた。抗日戦争期の鋤奸政策は、本論中でみてきたような拡大化と混乱を招くような様々な要素をひきずりながらも、寛大政策の運用、組織化の徹底によって、ソビエト期のような大規模な混乱を未然に防ぐことに成功した。更に、異常な緊張状態と精神的圧力の意識的な創出によって、組織原則の一層の厳格化と党・毛沢東の権威の確立に貢献したのである。搶救運動の「混乱」は、中共の権威の失墜や凝集力の低下を示すものではなく、反対にその強化を意味していた。

最後に、本論は中共の鋤奸政策の組織化や政策意図の叙述に止まった為、様々な課題を残した。例えば、鋤奸組織の整備と鄉村自衛軍建設は、しばしば同時期に取り組まれており、辺区農村社会の動員体制の組織化と鋤奸政策は密接な関係をもつものと考えられるが、検討することができなかった。今後の課題としたい。

註

使用度の高い史料については、以下のように略号を用いた。

- A 中央統戦部、中央檔案館編『中共中央抗日民族統一戦線文件選編』下、檔案出版社、一九八六年（以下西暦は一九を略）。
- B 中国人民解放軍政治学院党史教研室編『中共党史参考資料』、第八冊、第九冊（B八、B九と略）。

- C 同右教研室編『中共党史教学参考資料』、第一七冊。
『共產党人』、創刊号、第一九期（D二〜D一九と略）。
- D 日本国際問題研究所編『中国共產党党史資料集』、勁草書房、七四年、七五年、一〇、一一、（E一〇、E一一と略）。
- E 中央檔案館『中共中央文件選集』（内部版）、中央党校出版社、八六年、第一一冊、第一二冊（F一、F二と略）。
- F 『六大以来』下、人民出版社、八一年。
- G 『解放日報』、四一年五月一六日〜四七年三月二七日。
- H 陝西省檔案館、陝西社会科学院編『陝甘寧辺区政府文件選編』、檔案出版社、三、八、八七年、九〇年（I三、I八と略）。

- (1) ピョートル・ウラジミロフ『延安日記』（高橋正訳、サイマル出版会、七五年）、陳紹禹『王明回想録』（高田爾郎、浅野雄三訳、経済往来社、七六年）、郭華倫『中共史論』第四冊（台湾国際関係研究所、政治大学東亜研究所、七三年）。
- (2) 金城『延安交際処回憶録』（中国青年出版社、八六年）、李維漢『回憶与研究』下、（中央党校資料出版社、八六年）、王秀鑫『關於延安、搶救運動』述評、『党的文献』九〇年三期等。甚だ不完全ではあるが、拙稿「中国における整風運動の研究」（Monsoon）三号、九一年）も参照されたい。
- (3) 井上久士「抗日根拠地の形成と発展」（『抗日戦争と中国民衆』、法律文化社、八六年）。なお拡大化を、社会心理から分析する福本勝清氏の視角は示唆に富むが、この方法は筆者の能力を越えており、今後の課題とせざるを得なかった。福本「阿Qたちの祝祭」（季刊『中国研究』第三号、八六年）。

- (4) 「鋤奸」を「スパイ防除」とする訳もあるが、「奸」には不正をはたらく者、悪人という意味もあり、「鋤奸政策」もまた公安政策全般を含む。語意を保つ為、原語のままとした。
- (5) 「防制異党活動弁法」等については重慶市政協文史資料研究委員会等編『抗戦時期国共合作紀実』上巻（重慶出版社、九二年）六四四〜七六頁を参照。沈醉『軍統内幕』（文史資料出版社、八五年）一八八〜九七頁。
- (6) 高崗「抗戦四年來陝甘寧辺区建設」四一年七月七日、「解放」一三一・一三二期、「陝甘寧辺区政府報告」四一年四月、I三、二二六頁等。
- (7) 「中央対時局指示」三九年一月二三日、「中央關於時局趨勢指示」四〇年九月一〇日、A、「毛沢東關於在目前國際形勢下準備应付任何黑暗局面致周恩来」四〇年一月二五日、中央檔案館編『皖南事變』（中央党校出版社、八二年一月）。
- (8) 毛沢東等「中国革命与中国共産党」三九年一月二五日、E一〇、「中央關於目前形勢与党的政策的決定」四〇年七月七日、A等。
- (9) 中西功『中国革命と毛沢東思想』（青木書店、六九年）、二四六〜七頁。
- (10) 「中央、軍委關於目前形勢和任務指示」四〇年二月一〇日、F一、「中央、軍委關於対沈鴻烈、于忠学部应采取不同方針的指示」四〇年二月一日、A、「中央關於建立皖東抗日根據地的指示」三九年四月二四日、「中央關於山東及蘇魯戰区工作的指示」三九年一月六日、ともにF一。
- (11) 「中央、軍委關於目前形勢和任務指示」四〇年二月一〇日、F一、同(6) I、一六〇〜八頁。辺区政權と、地主の武装力及び国民党との衝突は、Iや「新中華報」に多見される。
- (12) 井上「華北抗日根據地についての一考察」（『日本ファシズムと東アジア』、青木書店、七七年）、田中恭子「中共農村政策における穩歩と急進」（『アジア研究』三二卷三号、八四年）。
- (13) 「中央、軍委關於反摩擦不應超出自衛立場的指示」四〇年三月一四日、A。「毛沢東、王稼祥關於爭取对内和平、鞏固已得陣地的方針与具体步驟給彭德懷的指示」同年三月五日、F一。「中央關於武装自衛反頑進攻的指示」同年一月三〇日、「中央、軍委關於対頑固派開爭策略的指示」同年三月二五日、「中央關於目前形勢与党的政策的決定」同年七月七日、「中央關於開展統一戰線工作的指示」同年八月、以上A。
- (14) 辺区政權と社会との矛盾については、Iに多見される。李卓然「論環事變的教訓」四〇年六月七日、D八。
- (15) 洛甫「關於抗日民族統一戰線与党的組織問題」、中央檔案館『中共中央文件選集』一一（中央党校出版社、公開版、九〇年）。なお抗戦中、中共はトロツキストを「漢奸」と規定していたが、近年の研究では、彼らが中共の統一戰線政策に反対しながらも、独自の抗戦を志向していたこと、彼らを「漢奸」としたことは、ソ連の政治状況の影響が大きかったこと、また抗戦初期にトロツキストとして処分された張暮陶らが、実際にはトロツキストではなく、彼らの「罪状」も、党的路線の誤りが責任転嫁されたものであったこと等が、指摘されている。鄧培「重新認識『托派漢奸』問題」、『中共党史研究』八九年第六期等。トロツキスト問題は、分派活動や党的組織

原則違反を反革命に単純化するもので、鋤奸政策に重大な関連をもつが、今回は十分に検討できなかった。

(16) 「中央關於反奸細鬭爭の決議」、B八。「反奸細鬭爭」も、「鋤奸」と同様の理由で、原語のままとした。またスパイに対応する語には、他に「敵偵」、「特務」、「偵探」、「内奸」等があるが、このうち「特務」は特務機關の工作員、「内奸」は党、政權の内部に潜む「奸」であり、これらも原語のままとし、その他は便宜上すべてスパイとした。

(17) 「中央社会部關於鋤奸政策与鋤奸工作的指示」四〇年九月一日、B八、「中央社会部对晋察冀保衛工作的指示」四〇年九月一日、「中央社会部給晋察冀關於公安局工作的指示」四〇年十一月十七日、「中央社会部關於審查反革命嫌疑分子的指示」四〇年四月一〇日、「中央社会部關於反对日本特務機關的通知」四〇年五月三〇日、以上G、「中共中央北方局对晋察冀邊区目前建設的主張」四〇年四月五日、E一〇、「中央關於華中各項政策的指示」、A、「中央關於敵偽軍偽組織的工作決定」四〇年八月四日、F一等。

(18) 同右「中央社会部關於鋤奸政策与鋤奸工作的指示」、「中央社会部關於審查反革命嫌疑分子的指示」、「中央社会部關於清理審查嫌疑分子的第二号指示」四一年八月二日、G、「決定鋤奸政策的出发点」H四一年一〇月二日。

(19) 「党内対時局錯誤意見の来源」四一年六月二日、C等。

(20) 「王稼祥在延安高級幹部會議上關於民族抗日統一戰線与其内部摩擦問題的報告提綱」A、二三四頁、「中央關於河北等地摩擦問題的指示」三九年二月一〇日、A、今井駿「精兵簡政」

運動について」、「歴史学研究」三三三号、七一年。

(21) 同(16)、楊英傑等「怎樣做邊区的支部工作」、D五(四〇年四月二十五日)。

(22) 「中央社会部關於審查反革命嫌疑分子的指示」四一年四月一〇日、G、楊永華、方克勤「陝甘寧邊区法制史稿(訴訟獄政編)」(法律出版社、八七年)三三二頁。

(23) 「肅反委員會暫行組織條例」三六年一月二十八日、「中国新民主義革命時期根拠地法制文獻選編」三、(中国社会科学出版社、八一年)。

(24) 「中央政治局關於鞏固党的決定」三九年八月二十五日、D一。

(25) 「中央組織部關於審查幹部經驗的初步總結」四〇年八月四日、徐一新「对社会關係問題应有的認識」四〇年七月二十八日、D一〇。また徳生「關於審查黨員成分的問題」(四〇年二月七日、D六)は、審査により除籍する者に対しても、できるだけ友好關係を發展させ、スパイ・「叛徒」についても、その反革命活動を弱める工夫をするよう主張していた。

(26) 同(16)、(24)。

(27) 康生「反对反共分子的内奸政策」、D八(四〇年七月二〇日)。

(28) 毛沢東「第二次帝國主義戰爭論演提綱」三九年九月一四日、「解放」八五期、劉少奇「对塩城防衛人員訓練班的講話」四一年四月二十九日、方君婦主編「劉少奇問題資料專輯」(中共研究)雜誌社、七〇年二月、同右康生

(29) 杜里「提高革命警惕性」、D一〇、同(25)徐一新。

(30) 同(17)「中央社会部關於鋤奸政策与鋤奸工作的指示」等。

(31) 「総政治部鋤奸工作第二号指示」四〇年七月二一日、G。

- (32) 何英「談在審査幹部中如何考查党内有害分子」四〇年九月、D一一、「中共中央關於審査幹部の問題指示」四〇年七月五日、D九等。
- (33) 同(32) 何英、同(25) 徐一新。
- (34) 「国民党特務機關の内奸政策」四〇年六月二〇日、D八等。
- (35) 「中央組織部關於所謂自首分子的決定」三七年七月七日、「中共中央文件選集」一一（公開版）、「中央關於過去履行出獄手續者（填寫悔悟書聲明脫党反共）暫行處理弁法」四一年七月二二日、F一等。
- (36) 「論公開工作与秘密工作」、D一（三九年一〇月二〇日）。
- (37) 同(34)、白邨「自首問題」三九年一月一三日、D二。
- (38) 「關於燒殺姦淫的漢奸是否適用寬大政策」四一年八月二〇日、H四一年九月一八日等。但し、陝区政府の「懲治漢奸條例」や「懲治盜匪條例」は「漢奸」、「盜匪」の処罰について、「徒刑から死刑に処す」と刑幅を非常に広く設定している。
- (39) 同(6) I、一七〇—一頁。
- (40) 同(17)「中央社会部對晋察冀保衛工作的指示」、「陝甘寧邊区高等法院對各県司法工作的指示」、前掲「陝甘寧邊区法制史稿」八六—七頁、魯仏民「關於司法的幾點問題」H四二年一月一五日等。
- (41) 党中央は、地方党組織の、中央の方針に反した言動を繰り返し批判している。註(19)、「中央關於統一各根據地内外宣伝的指示」四一年五月二五日、F一、「中央關於党性強化的決定」四一年七月一日、J一〇、「中央關於報紙通訊社工作的指示」四二年一〇月二八日、F二等。
- (42) 「中共中央關於統一抗日根據地党的領導及調整各組織間關係的決定」四二年九月一日、B九、「中央關於建立各級領導核心的指示」、「中央對各軍区分区精簡的指示」四二年一月一日、「中央機構調整与簡政的決定」四三年三月、以上C。
- (43) 西北局「整頓党政軍民各組織間關係問題」四三年五月。林伯渠「陝甘寧邊区政府三三制的經驗及其應該糾正的偏向」（I八、一一四頁）も参照。
- (44) 「關於党的一元化領導問題」四三年一月七日、「任弼時選集」（人民出版社、八七年）、「陝甘寧邊区政府整風總結」四三年四月、「延安整風運動（資料選輯）」（中央党校出版社、八四年一〇月）。同右I八、一〇七—九頁。
- (45) 羅邁「怎樣展開延安在職幹部的學習」、「解放」八六期、「辺府十六次例会通過提高民衆春耕熱忱增加農貸撥借糧職加強幹部教育」H四二年三月二七日、「辺府一級機關成立學習指導委員會各県幹部學習由教庁負責計畫」H四二年二月四日等。行政首長は、各級政府の首長、政府の各部門、学校、諸団体の責任者及び、各機關学校団体内の下部行政組織の責任者（科長、主任、班長等）を含む広い概念で、党務上の責任者（党書記、支部書記等）に對置される用語である。
- (46) 「中共中央關於在職幹部教育的決定」H四二年三月二日。
- (47) 「中共中央宣伝部關於在延安討論中央決定及毛沢東同志整頓三風報告的決定」四二年四月三日、H四二年四月七日、「各機關学校制定計畫閱讀文件」H四二年四月二四日等。
- (48) 「延屬十県「五一」開始県区幹部貫徹整風」H四三年五月一六日、「三辺深入整風學習」H四三年五月二四日、「華中局

關於今年整風學習的指示」四三年四月一〇日、C等。

陳伯達「關於王実味」日四二年六月一五日。

(49) 王実味事件及び王の経歴については、温濟沢「鬪争日記」

(56) 康生「在訓練班的講話」四三年八月、「王実味事件資料選」。

日四二年六月二八日、李維漢前掲書、戴晴「王実味与野百合

(57) 「關於延安」五人反党集團「狀況—訪王汝(王里)同志記

花」、梁漱溟、王実味、儲安平(江蘇文芸出版社、八九年)、

録整理」八一年一月七日、「關於王実味的狀況—訪潘芳同志記

宋金寿「關於王実味問題」(党史通讯)八四年八期)、王凡西

録整理」八〇年二月二〇日、「王事件資料選」、同右康生、

「談王実味与「王実味問題」(「九十年代月刊」、八〇年五月)、

また宋氏前掲論文も参照。彼らに対する名譽回復は八二年に

「王実味事件資料選」(八三年、未公開)等に詳しい。以下の

行われている。

王事件の叙述はこれらによる。

(58) 「中共中央總学委關於肅清『小広幡』的通知」四二年二月

(50) 「李言同志談關於王実味の托派問題」八〇年五月九日、「王

月六日、「延安整風運動」。

実味事件資料選」、宋金寿前掲論文。但し宋氏によれば、康生

(59) 「中共中央対機要工作的指示」四〇年一月一日、「共匪禍

は四月或いは五月の会議で、既に王を、トロツキスト、復興

国史料彙編」三(中華民国開国文献編纂委員会、国立政治大

社分子、特務と批判していたとする。なお九一年に王の名譽

学国際関係研究中心、七六年一〇月、「国民党在十中全会上

回復が行われ、同志の呼称が復活されていたことが、最近明

对我党的对策」四三年一月六日、C。

らかにになった。「中国新聞」九二年二月二五日。

(60) 張事件については、李逸民「参加延安『搶救運動』的断片

(51) 王秀鑫前掲論文。この時期の特務摘発の事実経過について

回憶」、「革命史資料」二(文史資料出版社、八一年)を参照。

は、特に断らない限り、同論文と郭華倫氏前掲書に依拠した。

(61) 周恩来「国民党对我之弁法有三」、四三年二月五日、C。

(52) 「中央關於準備応付第三次反共高潮的指示」四二年四月一

(62) 「中共中央關於繼續開展整風運動的決定」、C。

七日、A。

(63) 「中央關於繼續開展整風運動的決定」四三年、C。

(53) 毛沢東「在延安文芸座談会上的讲话」四二年五月二、二三

(64) 康生「搶救失足者」四三年七月一五日、C。

日、日四三年二〇月一九日

(65) 「国民党解決中共問題之方案」四三年六月、C。

(54) 「中国共产党紅軍第四軍第九次代表大会決議案」、竹内実監

(66) 王秀鑫前掲論文。劉少奇「対反特政策与方法指示」、C。

修「毛沢東集」二(蒼蒼社、八三年)、八一〜二頁。劉少奇「関

(67) 同(64) 康生。

於修改党章的報告」、四五年五月一四〜一五日(「論党」、解放

(68) 「第八路軍在華北陝北之自由行動如何処置」、B八等。

社、五〇年)、八九〜九〇頁、中西功前掲書、二五五頁。

(69) 「国民党的五大困難和我党今後方策」、C、「關於加緊進行

(55) 李維漢「論中央研究院的思想論戰」日四二年六月一日。

階級教育打破对国民党的幻想的指示」四三年七月二三日、A。

- (70) 毛沢東「緊緊抓住整風這個關鍵」、C、毛沢東「蔣胡內戰陰謀破產應克服困難保持國共一年和平」、C、「中央總學委關於在延安進行反對內戰防衛邊區的群眾教育的指示」四三年七月一日、F二、陳伯達「評『中國之命運』」四三年七月二一日、「中共中央總學委關於進行認識國民黨的本質和對待國民黨的正確政策的教育問題的通知」四三年八月五日、「延安整風運動」等。
- (71) 「中央社會部鋤奸工作第三號指示」四〇年一〇月七日、G等。
- (72) 「中央青委給少共國際的信」、A、「中央關於根絕地內國民黨員加入共產黨的決定」四一年一月二日、F一。
- (73) 「黨的寬大政策感召下綏師失足青年紛紛悔過控訴國民黨特務機關万惡罪行」四三年九月二二日等。
- (74) 康生「關於反奸鬭爭的發展情形与当前任務」四四年三月二九日、中共北京市党校資料室『康生言論輯』（七九年三月）。
- (75) 同(17)「中央社會部給警察廳關於公安政策的指示」。
- (76) この点については前掲福本氏論文を参照。
- (77) 毛沢東「防奸工作的兩条方針」四三年七月一日、C。
- (78) 「中共中央關於審查幹部的指示」四三年八月一五日、B九。同(6) I一六八頁、「陝甘寧邊區黨組織的現狀」四一年一月三日、西北五省區編纂領導小組、中央檔案館『陝甘寧邊區抗日民主根絕地』（中共黨史資料出版社、九〇年）文獻卷下。
- (79) 金城前掲書、蔣南翔「關於搶救運動的意見書」、四五年三月、『中共黨史研究』八八年四期。
- (80) 同(74) 康生、同(79)、「中央關於反對反奸鬭爭左的錯誤給各地指示」、四四年五月一三日、C、「小平同志對十個問題的答覆」四四年八月二四日、F二。
- (81) 「中央關於審查反奸問題給各地的指示」四四年一月、C。
- (82) 同(74) 康生、同(79) 蔣南翔。
- (83) 同(70)「中央總學委關於在延安進行反對內戰防衛邊區的群眾教育的指示」、同(74) 康生。
- (84) 張希坡、韓延龍主編『中國革命法制史』上（中國社會科學出版社、八七年七月）、三二三頁。「中華蘇維埃共和國懲治反革命條例」三四年、「中國新民主主義革命時期根絕地法制文獻選編」三。
- (85) 「中央宣傳部關於學習和散發『評國民黨十一中全會及三屆二次國民參政會』的文件以及暫時停止揭露國民黨以示緩和問題致各中央局電」四三年一〇月五日、A、「中央宣傳部關於進行階級教育問題的通知」四三年一〇月二日、F二。
- (86) 「認真進行中央關於審查幹部的指示」四三年一月五日、C、「發動華中反特運動的指示」四三年一月一五日。
- (87) 「中央關於坦白分子的六種分析給各地的指示」四四年一月二四日、C、李維漢、金城前掲書等。
- (88) 林伯葉「邊區政府一年工作總結」、I八、一九、二〇頁、「中共中央書記處對警察廳分局幹部擴大會議的指示」四四年一月一〇日、「延安整風運動」。
- (89) 「中央宣傳部關於目前國內問題宣傳政策的通知」四四年三月二二日、A。同(79) 蔣南翔。
- (90) 同(81) C。

抗日戰爭時期中國共產黨的鋤奸政策

丸田孝志

抗日戰爭時期，中國共產黨在實行鋤奸政策中出現了擴大化的現象。拙論探討了這一問題的背景和原因，並進一步考察了中共允許鋤奸政策擴大化的意圖。

由於抗日民族統一戰線的實現，中共鋤奸政策的對象，在理論上縮小為日本及其直接的協助者。但由於鋤奸政策是由中共面臨的具體情況和中共對敵情的認識而產生的，所以我們在考察這一問題時，必須對下列問題給予足夠的重視：破壞黨和政權的人，並不一定都是純粹的漢奸；中共的方針政策或實行政時的某些偏差會伸縮的人的範圍；黨組織和邊區的情況影響鋤奸政策的實行。

到1941年為止，出現擴大化原因大約有以下幾點。①中共把黨政軍民的一体化視為保衛自己的有效屏障，而幹部的缺乏和幹部對政權的片面理解，導致了黨政不分的現象，由這二者的交互作用釀成了把鋤奸政策單純地理解成為保護黨自身的錯誤觀點；②在審查黨員幹部的工作中存在着把黨性不純和反革命這兩類性質不同的問題混為一談的認識；③中共中央提出的“不放鬆一個敵人”的口號，給黨員造成了較大的壓力；④中共認為法律應該服從政策的需要，這種觀點導致了運用法律的恣意性。並且在農村堅持抗戰的困難條件下，法制建設本身也缺乏健全。

1942年以後，在國內外複雜多變的形勢下，中共為了抑制各地黨組織的「極左」傾向和動搖現象，為加強黨的組織上，思想上，行動上的統一，而發動了整風運動。這時期的中共鋤奸政策則主要表現在依靠整風組織而進行的反特務運動中。中共為了激發黨員，群眾對黨的忠誠感，利用了反特務運動的壓力，並且允許了反特務運動的擴大化。抗戰的鋤奸政策，雖然帶有蘇維埃時期的「肅反」那種無秩序和擴大化的特點，但中共貫徹了黨的領導，形成了以行政首長為中心的整風、鋤奸組織，適當地運用了寬大政策，從而防止了極大混亂現象的產生。鋤奸政策對黨的組織原則的嚴密化和對毛澤東、黨中央的權威的確立有很大的作用。